

2018年4月2日

研修会参加者各位

西日本化粧品工業会

第6回業界関連法規等基礎研修会 テキスト訂正のお願い

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は当工業会活動に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。また、3月16日開催の第6回業界関連法規等基礎研修会にご参加いただき、ありがとうございます。

さて、テキストの一部に誤解を招くスライドがありましたので、別紙のとおり、お詫びして訂正申し上げます。

つきましては、大変お手数ですが、御社からご参加いただいた皆様にも、本訂正をお伝えくださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 該当箇所

テキスト p.187 スライド 29

2. 訂正方法

別紙「訂正版」のとおり、差し替えをお願いいたします。

3. 訂正理由

別紙のとおり、承認基準のある医薬部外品のすべてが、都道府県知事承認であるかのような誤解を与えるため。

以上

# 知事承認品目

医薬部外品のうち、次の種類については、承認権限が都道府県知事に委任されている。

生理処理用品 染毛剤 パーマネント・ウェーブ用剤 薬用歯みがき類 健胃清涼剤、ビタミン剤 清浄綿	厚生省告示第194号 (平成6年6月2日)
あせも・ただれ用剤 うおのめ・たこ用剤 かさつき・あれ用剤 カルシウム剤 のど清涼剤 ビタミン含有保健剤 ひび・あかぎれ用剤 浴用剤	厚生労働省告示第202号 (平成23年7月14日)

(「平成29年度医薬部外品承認申請実務担当者説明会 資料」より)

# 製造販売承認申請先別の品目

(承認基準のある医薬部外品)

都道府県知事宛	厚生労働大臣宛
生理処理用品 染毛剤 パーマネント・ウェーブ用剤 薬用歯みがき類 健胃清涼剤 ビタミン剤 あせも・ただれ用剤 うおのめ・たこ用剤 かさつき・あれ用剤 カルシウム剤 のど清涼剤 ビタミン含有保健剤 ひび・あかぎれ用剤 浴用剤 外皮消毒剤 きず消毒剤	左記以外の 医薬部外品 Ⅱ 委任告示の 範囲外

=委任告示の範囲内